

## 総合評価方式にかかる注意事項

### 【入札書・工事費内訳書・技術提案資料の提出について】

#### 1 入札の方法

入札書（総合評価方式用）、工事費内訳書及び技術提案資料の記載方法と提出方法は次のとおりです。入札前に誤りがないか十分確認してください。なお、技術提案資料については、評価項目に該当しない様式は省略し、添付漏れがないようご注意ください。

- (1) 入札書（総合評価方式用）、工事費内訳書及び技術提案資料にかかる様式等は入札公告（総合評価方式）からダウンロードし使用してください。
- (2) 入札書には、工事名・金額・入札日付（郵送の場合は、郵送した日・持参の場合は、持参した日）・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- (3) 工事費内訳書には、工事費の内訳金額・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。（工事費内訳書に不備があるものについては、その者のした入札が無効となりますので、ご注意ください。）
- (4) 入札書と工事費内訳書は1件ごとに封筒に入れ封緘してください。封筒には、開札日・工事名・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入し、「入札書在中」と朱書きしてください。
- (5) 技術提案資料は、入札書とは別の封筒に入れ封緘してください。封筒には工事名・商号又は名称を記入し、「技術提案資料在中」と朱書きしてください。
- (6) 入札書、工事費内訳書及び技術提案資料は郵送又は持参により契約課へ提出してください。なお、郵送の場合は配達記録郵便等の記録が残るものとしてください。

### 【郵送先】

郵便番号 750-8521 下関市南部町1番1号 下関市契約室契約課

#### 2 技術提案資料作成説明会について

技術提案資料作成説明会は開催しません。

#### 3 入札書、工事費内訳書及び技術提案資料の引換え等の禁止

一度提出した入札書、工事費内訳書及び技術提案資料の引換え、差換え、撤回はできません。

#### 4 無効となる入札について

次のいずれかに該当する場合は無効になりますのでご注意ください。

- (1) 1つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
- (2) 入札書と同時に技術提案資料が提出されない入札
- (3) 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
- (4) 封筒に記載された案件名と入札書の案件名が異なる入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 代表者の記名押印のない入札
- (7) 工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備がある入札
- (8) その他入札条件に合致しない入札

#### 5 入札の辞退について

入札書、工事費内訳書及び技術提案資料を提出するまでの期間、入札を辞退することができます。

#### 【施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等】

##### 1 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案資料の内容に沿った施工をすることとし、受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不誠実な行為として取り扱う。併せて、加算点の範囲内で加算点に応じた工事成績評定点を減点する。また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の扱いとする。

##### 2 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提出した配置予定技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、1と同様に配置予定技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。